

目次

第1章 総則	3
第1条 (本規約の目的)	3
第2条 (本規約の変更)	3
第3条 (用語の定義)	3
第2章 本サービスの提供.....	6
第4条 (本サービスの提供範囲)	6
第5条 (提供区域及び提供条件)	6
第3章 契約	6
第6条 (契約の単位)	6
第7条 (契約申込の方法)	6
第8条 (契約申込の承諾)	7
第9条 (契約申込内容の変更)	7
第10条 (権利の譲渡の禁止)	7
第11条 (契約者の地位の承継)	8
第12条 (契約者の氏名等の変更の届出)	8
第4章 禁止行為	8
第13条 (営業活動の禁止)	8
第14条 (著作権等)	8
第5章 利用中止等	9
第15条 (利用中止)	9
第16条 (利用停止)	9
第17条 (利用の制限)	10
第18条 (本サービス提供の終了)	10
第19条 (契約者による解約)	10
第20条 (当社による解約)	10
第6章 料金等.....	11
第21条 (料金及び工事に関する費用)	11
第22条 (利用料金の支払義務)	11
第23条 (工事費の支払い義務)	12
第24条 (割増金)	12
第25条 (延滞利息)	12
第26条 (料金計算方法等)	13
第27条 (端数処理)	13

第 28 条（料金等の支払）	13
第 29 条（料金等の一括請求）	13
第 30 条（消費税相当額の加算）	14
第 31 条（料金等の臨時減免）	14
第 7 章 損害賠償	14
第 32 条（責任の制限）	14
第 33 条（免責）	15
第 8 章 個人情報等の取扱い	15
第 34 条（個人情報の取扱い）	15
第 35 条（データ等の取扱い）	16
第 9 章 雑則	17
第 36 条（承諾の限界）	17
第 37 条（利用に係る契約者の義務）	17
第 38 条（設備等の準備）	18
第 39 条（フレッツ光等の契約者に係る事項）	18
第 40 条（ひかり電話オフィス A に係る事項）	18
第 41 条（VPN 対応レンタルルータ契約に係る事項）	18
第 42 条（法令に規定する事項）	19
第 43 条（準拠法）	19
第 44 条（紛争の解決）	19
第 45 条（債権の譲渡）	19
第 46 条（通話に関する通信の記録）	19
第 47 条（電子媒体による請求額情報の通知）	19
第 48 条（支払証明書の発行）	19

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

N T T東日本株式会社（以下「当社」といいます。）は、UC 接続利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「UC 接続」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

2 本条のほか、当社は本サービスに附帯するサービスを本規約により提供します。

第2条（本規約の変更）

当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、当社が以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- ①当社ホームページにおける掲載
- ②電子メールの送信
- ③C D－R O M等の記録媒体の交付
- ④ダイレクトメール等の広告への表示

第3条（用語の定義）

本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
フレッツ光等	以下の①又は②のいずれかのサービス ①当社が別に定める I P 通信網サービス契約約款（平成 12 年東企営第 0 0-51 号。以下「I P 通信網サービス契約約款」といいます。）に規定するメニュー 5（Ⅱ－2 型のものを除きます。）の I P 通信網サービス（以下「フレッツ光」といいます。） ②当社との間で光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が、I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5（Ⅱ－2 型のものを除きます。）を用いて提供する電気通信サービス
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
申込者	当社へ本契約の申込みをした者
本サービス取扱所	(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事務所 (2) 当社の委託により本サービスに関する業務を行う者の事務所
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備

電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規程に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規程に基づき課税される地方消費税の額
ひかり電話オフィスA	当社が別に定める音声利用IP通信網サービス契約約款（平成15年東企営第03-93号。以下「音声利用IP通信網サービス契約約款」といいます。）に規定する第2種サービス（タイプ2のメニュー3に係るものに限りします。） なお、当社との間で光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が第2種サービス（タイプ2のメニュー3に係るものに限りします。）を用いて提供する電気通信サービスは含みません。
ひかり電話オフィスA契約	当社からひかり電話オフィスAの提供を受けるための契約
ひかり電話オフィスA契約者	当社とひかり電話オフィスA契約を締結している者
VPN対応レンタルルータ契約	当社からVPN対応レンタルルータの提供を受けるための契約
Microsoft Teams	日本マイクロソフト株式会社（以下「マイクロソフト社」といいます。）が提供するグループチャットのソフトウェア
Teams 電話スタンダード（Phone Standard）	マイクロソフト社が提供する電話機能に関するソフトウェアである「Microsoft Teams 電話スタンダード（Phone Standard）」サービス
Office 365	マイクロソフト社が提供するメール機能等に関するソフトウェアである「Microsoft Office 365」サービス
Microsoft 365	マイクロソフト社が提供するメール機能等に関するソフトウェアである「Microsoft 365」サービス
Webex Calling	シスコシステムズ合同会社が提供する電話機能に関するソフトウェアである「Webex Calling」サービス
MiiTel	株式会社 RevComm が提供する電話機能に関するソフトウェアである「MiiTel」サービス
RING x LINK	NTT テクノクロス株式会社が提供する電話機能に関するソフトウェアである「RING x LINK」サービス
ひかりクラウドPBX	当社が提供する電話機能に関するソフトウェアである「ひかりクラウド

	PBX」サービス
Zoom Phone	Zoom Communications, Inc（以下、「Zoom 社」といいます。）が提供する電話機能に関するソフトウェアである「Zoom Phone」サービス
他電気通信事業者	クラウド音声サービスを提供する電気通信事業者のこと
クラウド音声サービス	音声通信を制御・処理する通信インフラストラクチャをクラウドベースで提供するサービスのこと
UC 接続	クラウド音声サービスとひかり電話オフィス A の電話番号を接続するサービス
UC 接続 (Microsoft Teams に 係るもの)	マイクロソフト社が提供する Microsoft Teams の ID と当社の提供するひかり電話オフィス A の電話番号とを接続するサービスのこと
UC 接続 (Webex Calling に係 るもの)	シスコシステムズ合同会社が提供する Webex Calling の機能を有する ID と当社の提供するひかり電話オフィス A の電話番号とを接続するサービスのこと
UC 接続 (MiiTel に係るもの)	株式会社 RevComm が提供する MiiTel の機能を有する ID と当社の提供するひかり電話オフィス A の電話番号とを接続するサービスのこと
UC 接続 (RING x LINK に係る もの)	NTT テクノクロス株式会社が提供する RING x LINK の機能を有する ID と当社の提供するひかり電話オフィス A の電話番号とを接続するサービスのこと
UC 接続 (ひかりクラウド PBX に係るもの)	当社が提供するひかりクラウド PBX の機能を有する ID と当社の提供するひかり電話オフィス A の電話番号とを接続するサービスのこと
UC 接続 (Zoom Phone に係るも の)	Zoom 社が提供する Zoom Phone の機能を有する ID と当社の提供するひかり電話オフィス A の電話番号とを接続するサービスのこと
ひかりクラウド電話	本サービスとひかり電話オフィス A を合わせて利用した際の名称
ひかりクラウド電話 for Microsoft Teams	「UC 接続」により「Microsoft Teams」から、ひかり電話オフィス A の電話番号で発着信ができるようになるサービス名称
ひかりクラウド電話 for Webex Calling	「UC 接続」により「Webex Calling」から、ひかり電話オフィス A の電話番号で発着信ができるようになるサービス名称
ひかりクラウド電話 for MiiTel	「UC 接続」によって「MiiTel」から、ひかり電話オフィス A の電話番号で発着信ができるようになるサービス名称
ひかりクラウド電話 for RING x LINK	「UC 接続」によって「RING x LINK」から、ひかり電話オフィス A の電話番号で発着信ができるようになるサービス名称
ひかりクラウド電話 ダイレクト for ひか りクラウド PBX	「UC 接続」によって「ひかりクラウド PBX」から、ひかり電話オフィス A の電話番号で発着信ができるようになるサービス名称

ひかりクラウド電話 for Zoom Phone	「UC 接続」によって「Zoom Phone」から、ひかり電話オフィス A の電話番号で発着信ができるようになるサービス名称
契約番号	ひかり電話オフィス A 契約に基づき当社から提供されている電話番号であって、本サービスにおいて Microsoft Teams、Webex Calling、MiiTel、RING x LINK、ひかりクラウド PBX 又は Zoom Phone の ID と接続されるもの。契約番号は、基本番号（別紙 2 料金表 2 料金額 2-1 利用料に定める基本利用料に含まれる 1 の番号）及び追加番号（別紙 2 料金表 2 料金額 2-1 利用料に定める追加番号 ID 接続料ごとに含まれる 1 の番号）から構成されます
閉域接続	当社が提供する加入者回線に付随する回線接続装置から他電気通信事業者との相互接続点までの通話に関する IP 通信を中継するための設備を提供するサービスのこと

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）

当社は、契約者に対し、別紙 1（本サービスで提供する機能・提供条件）第 1 項に定める提供範囲において、本サービスを提供します。

第5条（提供区域及び提供条件）

本サービスは、フレッツ光等及びひかり電話オフィス A が利用可能な区域かつ別紙 1（本サービスで提供する機能・提供条件）第 2 項に定める区域において提供します。

2 当社は別紙 1（本サービスで提供する機能・提供条件）第 3 項に定める提供条件で、本サービスを提供します。

第3章 契約

第6条（契約の単位）

当社は、1 のひかり電話オフィス A 契約ごとに 1 の本契約を締結します。この場合、契約者は、1 の本契約につき、1 人に限ります。

第7条（契約申込の方法）

本サービスの利用を希望する者は、本契約の申込みに際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。なお、本サービスの利用を希望する者は、本契約の申込みに際して、ひかりクラウド電話 for Microsoft Teams、ひかりクラウド電話 for Webex Calling、ひかりクラウド電話 for MiiTel、ひかりクラウド電話 for RING x LINK、ひかりクラウド電話 ダイレクト for ひかりクラウド PBX 又はひかりクラウド電話 for Zoom Phone のいずれかを選択して利用いただきます。

- (1) 本サービスに係るフレッツ光等の契約者回線等番号
- (2) 本サービスに係るひかり電話オフィス A の電話番号
- (3) Microsoft Teams の ID (ひかりクラウド電話 for Microsoft Teams 利用の場合)
- (4) Microsoft Teams のドメイン名 (ひかりクラウド電話 for Microsoft Teams 利用の場合)
- (5) Webex Calling の機能を有する ID (ひかりクラウド電話 for Webex Calling 利用の場合)
- (6) MiiTel の機能を有する ID (ひかりクラウド電話 for MiiTel 利用の場合)
- (7) RING x LINK の機能を有する ID (ひかりクラウド電話 for RING x LINK 利用の場合)
- (8) ひかりクラウド PBX の機能を有する ID (ひかりクラウド電話 ダイレクト for ひかりクラウド PBX 利用の場合)
- (9) Zoom Phone の機能を有する ID (ひかりクラウド電話 for Zoom Phone 利用の場合)
- (10) その他申込みの内容を特定するための事項

第8条 (契約申込の承諾)

当社は、本サービスの利用を希望する者から本契約の申込みがあった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、本サービスの利用を希望する者に対して書面をもって通知します。当該書面の発行をもって本契約が成立するものとし、当該書面に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が、その本契約に係るひかり電話オフィス A 契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) 申込者が、本サービスの利用に必要な Microsoft Teams の ID、Webex Calling、MiiTel、RING x LINK、ひかりクラウド PBX 又は Zoom Phone の機能を有する ID を有していないとき。
- (3) 申込者が閉域接続の利用に必要な機能を具備する情報処理装置を有していないとき。
- (4) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (5) 申込者が、本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (6) 申込者が申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
- (7) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。

3 当社が、前 2 項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第9条 (契約申込内容の変更)

契約者は、第 7 条 (契約申込の方法) に定める事項の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 8 条 (契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

第10条 (権利の譲渡の禁止)

本契約に基づき本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は第 11 条

（契約者の地位の承継）及び第 40 条（ひかり電話オフィス A に係る事項）第 2 項に定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に対して譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

第11条（契約者の地位の承継）

相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

4 前 3 項の規定にかかわらず、契約者の地位の承継において第 1 項の届出がないときであっても、当社は、第 40 条（ひかり電話オフィス A に係る事項）第 2 項に定めるとおり、本サービスに係るひかり電話オフィス A 契約者の地位の承継の届出があった場合には、その本サービスに係るひかり電話オフィス A 契約者の地位の承継の届出をもって、契約者の地位の承継についても届出があったものとみなします。

5 本条第 1 項の届出（前項の規定により、届出があったとみなされる場合を含みます。）がなされない期間においては、当社は、本サービスの提供を行わないことがあります。

第12条（契約者の氏名等の変更の届出）

契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 契約者から前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3 第 1 項の届出があったときは、当社は、契約者に対してその届出があった事実を証明する書類の提示を求める場合があります。

第4章 禁止行為

第13条（営業活動の禁止）

契約者は、有償、無償を問わず、本サービスを第三者に対して再提供することはできません。

第14条（著作権等）

本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。以下同じ）及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的

所有権は、当社又は、本サービスを提供する上で必要となる物品の使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の物品を以下のとおり取り扱っていただきます。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、又、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第5章 利用中止等

第15条（利用中止）

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の障害、保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (2) 第 17 条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供を制限するとき。
- (3) その他、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、第 1 項の規定により本サービスの利用中止をしたことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

第16条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、6 ヶ月以内に当社が定める期間（本サービスに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等その他の債務をいいます。以下本条において同様とします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 45 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、債権の譲渡の規定に則り請求事業者に譲渡している場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
- (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- (4) 第 10 条（権利の譲渡の禁止）、第 13 条（営業活動の禁止）、第 14 条（著作権等）及び第 37 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (5) 当社の業務の遂行、又は当社の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為を

したとき。

(6) 当社に損害を与えたとき。

(7) 契約者が当社サポートセンタに対して過度に頻繁に本サービスに関係のない事項を問合せ、訪問の要請等を行い、当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、前2項の規定により本サービスの利用停止をしたことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

第17条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

第18条（本サービス提供の終了）

当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合（マイクロソフト社、シスコシステムズ合同会社、株式会社 RevComm、NTT テクノクロス株式会社、Zoom 社又は当社が本サービスの利用条件となっているサービスの提供を終了したときを含みます。）は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解約する場合は、当社ホームページにおける掲載その他の当社が適切と判断する方法によりその旨周知を行います。又、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第19条（契約者による解約）

契約者は、本契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出ていただきます。

2 当社は、前項の規定により申し出ていただいた解約希望日をもって本サービスの解約日とします。ただし、契約者が申し出る解約希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解約日とします。

第20条（当社による解約）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解約することがあります。但し、本条第2号に該当する場合には契約の解除又は変更が完了した時点で、本条第5号に該当する場合には当社が転用を認識した時点で、本契約は解約されます。なお、本条第5号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解約できるものとします。

- (1) 第16条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 本契約に係るフレッツ光等について契約の解除（I P通信網サービス契約約款に定める転用及び事業者変更に伴うものを除きます。）があったとき。
- (3) 本契約に係るフレッツ光等について、I P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5（Ⅱ－2型のものに限り。）のI P通信網サービス又は当社との間で光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5（Ⅱ－2型のものに限り。）を用いて提供する電気通信サービスへの変更があったとき。
- (4) 第18条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
- (5) 別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件）第3項第13号に定める当社への申し出がなかったとき
- (6) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - ① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - ② 電子交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - ④ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第6章 料金等

第21条（料金及び工事に関する費用）

当社が提供する本サービスの料金及び工事に関する費用は、別紙2料金表に定めるところによります。

第22条（利用料金の支払義務）

契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解約があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解約があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、利用料金（別紙2料金表 第1表2-1利用料に定める料金額を適用して算出された金額のこと。以下同じとします。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、第16条（利用停止）により利用を停止する場合等、本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 第16条（利用停止）により利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 契約者は、当社が設置するサーバ装置へ接続するためのひかり電話オフィスA、Microsoft Teams、Webex Calling、MiiTel、RING x LINK、ひかりクラウドPBX、Zoom Phone又は契約者が用意する電気通信設備を利用することができなくなった場合であっても、その本契約に係る利用料金の支払いを要します。

前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料

金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合(2 欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時から起算し、24 時間以上その状態が連続したとき	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第23条(工事費の支払い義務)

申込者及び契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、当社からその承諾を受けたときは、別紙2(料金表)に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解約又はその工事の請求の取消し(以下、本条において「解約等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にこの工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後は、前項の規定に関わらず、契約者はその工事に関して解約等があったときまでに着手した工事に部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額となります。

第24条(割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(別紙2(料金表)の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

第25条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合(契約者が法人の場合(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第26条（料金計算方法等）

当社は、契約者がその契約に基づき支払う別紙 2 料金表に定める料金は料金月（1 の暦月の初日から末日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 料金月の初日以外の日には本サービスの提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日には本契約の解約等があったとき。
- (3) 料金月の初日に本サービスの提供を開始し、当該日に本契約の解約等があったとき。
- (4) 第 22 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 2 号の規定に該当するとき。
- (5) 料金月の初日以外の日には本サービスのプラン変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。

この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

3 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 22 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表内 1 に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる営業日とみなします。

4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第 2 項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

5 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

6 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙 3 当社が別に定めることとする事項に規定する当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

第27条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第28条（料金等の支払）

契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第29条（料金等の一括請求）

当社は、契約者から請求があったときは、次の場合に限り、本サービスに係る料金等について、契約者が指定する他のサービス等の契約に係る料金等と一括して請求する取扱い（以下「料金等の一括請求」といいます。）を行います。

(1) 当該請求を行った本サービスの契約者が、料金等の一括請求を受ける複数のサービスを構成する、他のサービスの契約者と同一の者（相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する

者を含みます。)であるとき。

(2)当該請求を行った本サービスの契約者が、本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。

(3)その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 当社は、契約者から本サービスについて料金等の一括請求を廃止する申出があったとき又は前項の各号のいずれかに該当しなくなったときは、本サービスに係る料金等の一括請求の取扱いを廃止します。ただし、料金等の一括請求を受ける複数のサービスを構成する、他のサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っている場合は、この限りではありません。

3 当社は、当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第30条（消費税相当額の加算）

第22条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により別紙2（料金表）に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

第31条（料金等の臨時減免）

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。

第7章 損害賠償

第32条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る当社の電気通信設備等によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。又以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。

(1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。

(2) 当社の責めに帰することのできない事由から生じた損害。

(3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害。

(4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠

償します。

3 当社は、当社の電気通信設備等に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。

4 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

第33条（免責）

当社は、この規約の変更により生ずるいかなるお客様設備又は自営電気通信設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に要する費用については負担しません。

2 当社は、第 32 条（責任の制限）第 2 項及び第 4 項の場合を除き、契約者に係る一切の損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害の賠償を請求しないものとします。

3 前条の規定に係らず、契約者は本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

4 前条の規定に係らず、当社は本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分及びその他の原因を問わずいかなる責任も負担しないものとします。

5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業及び内容について保証するものではありません。

6 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。

7 当社は、第 15 条（利用中止）、第 16 条（利用停止）、第 17 条（利用の制限）及び第 18 条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。

8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）

第8章 個人情報等の取扱い

第34条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービス提供のため、提供の過程において契約者名、住所、電話番号、メールアドレス、ID やパスワード等の本サービスの利用に必要な設定情報（以下「個人情報」といいます。）を取得することがあります。

2 当社は、前項の規定により当社が契約者から知り得た個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

3 当社は、個人情報の保護に関する法律第 27 条第 5 項第 1 号の規定に基づき、取得した個人情報を、当社が本サービスに関する業務を委託する事業者（以下、「当社の委託会社」といいます。）に対して提供することがあります。

4 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

5 契約者は、本サービスの利用に際して、マイクロソフト社が提供する Microsoft Teams、Teams 電話スタンダード（Phone Standard）を利用する場合、マイクロソフト社が別に定める利用規約（<https://www.microsoft.com/ja-jp/servicesagreement/>）に従うものとします。

また、本サービスの利用に際して、シスコシステムズ合同会社が提供する Webex Calling を利用する場合、シスコシステムズ合同会社が別に定める利用規約（https://www.cisco.com/c/en/us/about/legal/cloud-and-software/end_user_license_agreement.html）に従うものとします。

また、本サービスの利用に際して、株式会社 RevComm が提供する MiiTel を利用する場合、株式会社 RevComm が別に定める利用規約（<https://www.revcomm.co.jp/terms/>）に従うものとします。

また、本サービスの利用に際して、NTT テクノクロス株式会社が提供する RING x LINK を利用する場合、NTT テクノクロス株式会社が別に定める利用規約（<https://help.ringxlink.jp/hc/ja/>）に従うものとします。

また、本サービスの利用に際して、当社が提供するひかりクラウド PBX を利用する場合、当社が別に定める利用規約（<https://business.ntt-east.co.jp/support/pbx/>）に従うものとします。

また、本サービスの利用に際して、Zoom 社が提供する Zoom Phone を利用する場合、Zoom 社が別に定める利用規約（<https://www.zoom.com/ja/trust/resources/>）に従うものとします。

6 契約者は、当社が第 45 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係るフレッツ光の契約者回線番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第 16 条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

7 契約者は、当社が第 45 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第35条（データ等の取扱い）

当社及び当社の委託会社は、当社の電気通信設備等の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営又は、本サービスに係るお客様設備の故障箇所を特定するため、当社の電気通信設備等又は本サービスに係るお客様設備に保存されたデータ等を確認、複写又は複製することがあります。

2 当社は、第 18 条（本サービス提供の終了）、第 19 条（契約者による解約）、第 20 条（当社による解約）による本契約の解約があったときは、当社の電気通信設備等に保存されているデータを削除します。この場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について一切の責任を負わないものとします。

第9章 雑則

第36条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

第37条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 自己の責任において、本サービスを利用するために必要な自営端末設備、通信回線その他の設備をホームページ等で定める利用環境に適合するよう維持、管理すること。
- (2) ひかりクラウド電話 for Microsoft Teamsを利用している場合で本サービスの利用に係るMicrosoft Teams、Teams電話スタンダード（Phone Standard）を解約した場合に、本サービス取扱所へ連絡すること。ご連絡いただけない場合、契約者による本サービスの利用は継続するものとし、当社は本サービスに係る利用料金を請求します。契約者は、当社からの請求に基づき本サービスの利用料金を支払っていただきます。
- (3) ひかりクラウド電話 for Webex Callingを利用している場合で本サービスの利用に係るWebex Callingの機能を有するIDを解約した場合に、本サービス取扱所へ連絡すること。ご連絡いただけない場合、契約者による本サービスの利用は継続するものとし、当社は本サービスに係る利用料金を請求します。契約者は、当社からの請求に基づき本サービスの利用料金を支払っていただきます。
- (4) ひかりクラウド電話 for MiiTelを利用している場合で本サービスの利用に係るMiiTelの機能を有するIDを解約した場合に、本サービス取扱所へ連絡すること。ご連絡いただけない場合、契約者による本サービスの利用は継続するものとし、当社は本サービスに係る利用料金を請求します。契約者は、当社からの請求に基づき本サービスの利用料金を支払っていただきます。
- (5) ひかりクラウド電話 for RING x LINKを利用している場合で本サービスの利用に係るRING x LINKの機能を有するIDを解約した場合に、本サービス取扱所へ連絡すること。ご連絡いただけない場合、契約者による本サービスの利用は継続するものとし、当社は本サービスに係る利用料金を請求します。契約者は、当社からの請求に基づき本サービスの利用料金を支払っていただきます。
- (6) ひかりクラウド電話 ダイレクト for ひかりクラウドPBXを利用している場合で本サービスの利用に係るひかりクラウドPBXの機能を有するIDを解約した場合に、本サービス取扱所へ連絡すること。ご連絡いただけない場合、契約者による本サービスの利用は継続するものとし、当社は本サービスに係る利用料金を請求します。契約者は、当社からの請求に基づき本サービスの利用料金を支払っていただきます。
- (7) ひかりクラウド電話 for Zoom Phoneを利用している場合で本サービスの利用に係るZoom Phoneの機能を有するIDを解約した場合に、本サービス取扱所へ連絡すること。ご連絡いただけない場合、契約者による本サービスの利用は継続するものとし、当社は本サービスに係る利用料金を請求します。契約者は、当社からの請求に基づき本サービスの利用料金を支払っていただきます。

- (8) 本サービスの利用に係るひかり電話オフィスAについて契約の解除又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める転用をする場合に、本サービス取扱所へ事前に通知すること。
- (9) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
- (10) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
- (11) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (12) 閉域接続に係るID及びパスワード(以下、「ID等」といいます。)を適正に管理すること。ID等が適正に管理されなかったことにより、当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じるものとします。また、契約者はID等が適正に管理されなかったことに起因するすべての損害について責任を負うものとします。
- (13) ID等の漏えいの事実または利用者を除く第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を通知し、当社の指示に従うこと。
- (14) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

第38条（設備等の準備）

契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な Microsoft Teams、Webex Calling、MiiTel、RING x LINK、ひかりクラウドPBX の ID 又は Zoom Phone の ID、フレッツ光等、インターネットサービスプロバイダ及びその他の設備を用意し、維持管理するものとします。なお、それらの利用料金及び用意並びに維持管理に要する費用は本サービスの利用料金には含まれません。

第39条（フレッツ光等の契約者に係る事項）

本契約に係るフレッツ光等の提供を受けるための契約が解除された場合（I P 通信網サービス契約約款に定める移転、転用及び事業者変更に伴うものを除きます。）は、本契約も同時に解除されます。

第40条（ひかり電話オフィスAに係る事項）

本契約に係るひかり電話オフィス A 契約が解除された場合（音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める転用に伴うものを含みます。）は、本契約も同時に解除されます。

2 契約者において、ひかり電話オフィス A の契約者の地位の譲渡又は承継があった場合は、当社は契約者の地位の譲渡又は承継もなされたものとみなします。

第41条（VPN対応レンタルルータ契約に係る事項）

閉域接続に係る VPN 対応レンタルルータ契約の契約者から申し出があった場合、当社は、閉域ネットワークを経由し、当社のコンピュータと VPN 対応レンタルルータを接続し、契約者に代わって、遠隔操作による不良箇所の特定および修復などを実施します。

2 前項の場合において、契約者は、VPN 対応レンタルルータ契約の申し込みに際して、遠隔操作を可能とするための設定を申し出る必要があります。

3 本契約における遠隔操作は、VPN 対応レンタルルータで発生した問題を早期解決することを目的とし、契約者の業務や一連の業務補助を目的とした遠隔操作は実施しません。

4 当社は当社所定の営業時間内(年末年始を除く 9 : 0 0 から 2 1 : 0 0 までの時間帯)に限り遠隔操作を実施します。

第42条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第43条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第44条（紛争の解決）

本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第45条（債権の譲渡）

契約者は、当社が本規約の規定により支払いを要することとなった料金を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第46条（通話に関する通信の記録）

当社は、契約者から本サービスの通信品質向上、障害解析を目的とした調査の申し出がある場合、契約者の書面または電磁的記録による事前の同意を得たうえで、通話に関する通信を記録し、当該記録を閲覧することがあります。

2 前項の目的を達成した場合、当社は通話に関する通信の記録を速やかに消去します。

第 47 条（電子媒体による請求額情報の通知）

当社は、本サービスの料金等の請求額情報（契約者に係る料金等の請求額及びその内訳並びに支払証明をいいます。以下同じとします。）について、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより請求額情報等の通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）を行います。

2 当社は、請求額情報蓄積装置に、その契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

3 契約者は、当社が契約者に付与した請求額情報蓄積装置にログインするための ID 及び契約者が設定したパスワードについて、善良な管理者の注意をもって保管していただきます。

4 請求額情報蓄積装置に登録された請求額情報を確認するために必要なインターネット接続環境は契約者が自ら用意し、その接続に必要な費用は契約者に負担していただきます。

第48条（支払証明書の発行）

当社は、契約者もしくは過去契約者だった者、又はこれらの者から委任を受けた者から請求があったときは、当社が本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービスの料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の紙媒体による証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2 前項の請求者は、支払証明書の発行を受けたときは、支払証明書1枚ごとに400円（税込価格440円）の手数料及び郵送料等の支払いを要します。

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

3 契約者は、当社が前2項の取り扱いを行うことについて、同意していただきます。

4 当社は、前3項の規定によるほか、本サービスに係る支払証明書を、請求額情報蓄積装置に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。この場合の利用条件については、第47条（電子媒体による請求額情報の通知）の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いに準じます。

別紙 1 （本サービスで提供する機能・提供条件）

1 本サービスの提供範囲

当社は、本サービスにおいて、以下の内容のサービスを提供します。

- (1) UC 接続（Microsoft Teams に係るもの）
- (2) UC 接続（Webex Calling に係るもの）
- (3) UC 接続（MiiTel に係るもの）
- (4) UC 接続（RING x LINK に係るもの）
- (5) UC 接続（ひかりクラウド PBX に係るもの）
- (6) UC 接続（Zoom Phone に係るもの）
- (7) UC 接続（閉域接続）

2 提供区域

- (1) 本サービスは、インターネット通信が利用可能な区域において提供します。
- (2) 提供可能な番号帯は、設置場所でのひかり電話オフィス A に紐づくものになります。
- (3) 第 5 条（提供区域及び提供条件）第 1 項及び本項(1)に定める区域かつ本項(2)に定める提供可能な番号帯であっても、当社及びお客様設備の状況などにより一部サービスがご利用いただけない場合がございます。

3 本サービスの提供条件

本サービスの利用には、フレッツ光等及びそれに係るひかり電話オフィス A の契約が必要です。

- (1) UC 接続（Microsoft Teams に係るもの）の場合、Microsoft Teams の ID 及び Teams 電話スタンダード（Phone Standard）と、Teams 電話スタンダード（Phone Standard）が付与可能な Office 365 又は Microsoft 365 の契約が必要となります。

なお、Microsoft Teams の ID 及び Teams 電話スタンダード（Phone Standard）と、Teams 電話スタンダード（Phone Standard）が付与可能な Office 365 又は Microsoft 365 の契約はお客様ご自身でマイクロソフト社とご契約いただく必要があります。

- (2) UC 接続（Webex Calling に係るもの）の場合、Webex Calling の機能を有する ID が必要となります。
- (3) UC 接続（MiiTel に係るもの）の場合、MiiTel の機能を有する ID が必要となります。
- (4) UC 接続（RING x LINK に係るもの）の場合、RING x LINK の機能を有する ID が必要となります。
- (5) UC 接続（ひかりクラウド PBX に係るもの）の場合、ひかりクラウド PBX の機能を有する ID が必要となります。
- (6) UC 接続（Zoom Phone に係るもの）の場合、Zoom Phone の機能を有する ID が必要となります。
- (7) UC 接続（閉域接続）は、ひかりクラウド電話 for Webex Calling 又はひかりクラウド電話 ダイレクト for ひかりクラウド PBX のみ利用可能なサービスです。このため、UC 接続（閉域接続）の場合、フレッツ光等に加え、UC 接続（Webex Calling に係るもの）又は UC 接続（ひかりクラウド PBX に係るもの）のいずれかの契約が必要となります。
- (8) UC 接続（閉域接続）の場合、PPPoE 接続機能を有する情報処理装置が必要となります。

- (9) UC 接続（閉域接続）の提供範囲は、当社が提供する加入者回線に付随する回線接続装置から他電気通信事業者との相互接続点までの通話に関する通信を対象とします。当社と他電気通信事業者との相互接続点より先の通信については、当社と相互接続する他電気通信事業者の定める契約約款等の規定に基づくものとします。
- (10) 1 のひかり電話オフィス A の契約につき、1 の本契約を締結することができます。
- (11) 1 のひかり電話オフィス A の契約に本サービスとそれ以外の電気通信設備を併せて利用することはできません。
- (12) 契約者は、本サービスに係るひかり電話オフィス A 契約を締結している者と同一の者に限ります。
- (13) 本サービスに係るひかり電話オフィス A について音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める転用をする場合は、転用をする前に第 19 条（契約者による解約）第 1 項の定めに基づき本契約の解約を申し出ていただく必要がございます。申し出がない場合、第 20 条（当社による解約）本文及び同条第 5 号に定めるとおり、当社が当該ひかり電話オフィス A の転用を認識した時点で本契約を解約します。
- (14) 本サービスは、本契約に係るフレッツ光等について、I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5（Ⅱ－2 型のものに限ります。）の I P 通信網サービス又は当社との間で光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5（Ⅱ－2 型のものに限ります。）を用いて提供する電気通信サービスへの変更があった場合はご利用いただけません。
- (15) 本サービスの契約番号は最大で 7,000 番号までご利用いただけます。ただし、本サービスの契約番号数は、本サービスに係るひかり電話オフィス A の契約番号数と同数である必要があります。
- (16) なお、契約者は第 9 条（契約申込内容の変更）の定めに基づき、当社に対して本サービスの契約番号数の変更を請求することができます。
- (17) 本サービスを用いて発信する際、着信先に契約番号を通知します。
- (18) 当社は本サービスが契約者の期待どおりの通話に関する品質を有すること及び接続が中断されないことを保証するものではありません。
- (19) 本サービスの提供について、当社のネットワーク設備の状況によっては、契約者のご希望に添えない場合や提供にお時間をいただく場合があります。
- (20) 別紙 2 料金表の 2 料金額に定める大規模ユーザ向けプランをご利用いただく場合、最低利用期間は 1 年間となります。最低利用期間内に解約があった場合は、別紙 2 料金表の 2 料金額 大規模ユーザ向けプランに定める違約金をお支払いいただきます。

4 設定代行

- (1) UC 接続（Microsoft Teams に係るもの）の契約者から申し出があった場合、お客様に代わって Microsoft Teams、Teams 電話スタンダード（Phone Standard）の設定並びに Microsoft Teams の ID と契約番号を接続する設定を行います。設定にあたっては、お客様の管理者情報を提供いただきます。
- (2) UC 接続（Webex Calling に係るもの）の契約者から申し出があった場合、お客様に代わって Webex Calling の機能を有する ID と契約番号を接続する設定を行います。設定にあたっては、お客様の管理者情報を提供いただきます。

- (3) UC 接続（MiiTel に係るもの）の契約者から申し出があった場合、お客様に代わって MiiTel の機能を有する ID と契約番号を接続する設定を行います。設定にあたっては、お客様の管理者情報を提供いたします。
- (4) UC 接続（RING x LINK に係るもの）の契約者から申し出があった場合、お客様に代わって RING x LINK の機能を有する ID と契約番号を接続する設定を行います。設定にあたっては、お客様の管理者情報を提供いたします。
- (5) UC 接続（ひかりクラウド PBX に係るもの）の契約者から申し出があった場合、お客様に代わってひかりクラウド PBX の機能を有する ID と契約番号を接続する設定を行います。設定にあたっては、お客様の管理者情報を提供いたします。
- (6) UC 接続（Zoom Phone に係るもの）の契約者から申し出があった場合、お客様に代わって Zoom Phone の機能を有する ID と契約番号を接続する設定を行います。設定にあたっては、お客様の管理者情報を提供いたします。
- (7) 前各号の設定等は平日（月曜日から金曜日までの、祝日および年末年始を除く 9：00 から 17：30 までの時間帯）に行います。ただし、当日のお客様設定代行の予約が混み合っている場合はご希望に添えない場合があります。

5 ひかり電話オフィス A の機能制限

本サービスを契約した場合、本サービスに係るひかり電話オフィス A については、音声利用 IP 通信網契約約款に定める機能のうち、複数チャネル、着信お知らせメール、一括転送、故障・回復通知機能、グループダイヤリング、コールセレクト、#ダイヤル、ナンバーリクエスト、災害時優先電話、テレビ電話、高音質電話、データコネクトに関して利用できません。

また、本サービスから一部発信できない番号があります。発信できない番号には、緊急通報番号（110／119／118）、お話し中調べ（114）等が含まれます。

別紙 2 料金表

第 1 表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

1 適用

区分	内容
UC 接続に係る基本利用料（1 の基本番号を含む）の適用	第 1 表 2-1 利用料に規定する利用料は、UC 接続利用ごとに適用します
UC 接続に係る追加番号 ID 接続料の適用	UC 接続の基本利用を契約いただいているお客様が追加番号を利用される場合に適用します
UC 接続に係る閉域接続料の適用	閉域接続を利用される場合に適用します

2 料金額

2-1 利用料

通常プラン

区分		単位	料金額
UC 接続	基本利用料	1 の UC 接続 ごとに月額	200 円 (税込価格：220 円)
	追加番号 ID 接続料	1 の UC 接続 ごとに月額	1,200 円 (税込価格：1,320 円)
	閉域接続料	1 の UC 接続 ごとに月額	4,500 円 (税込価格：4,950 円)
備考 (1) 本サービスを利用する場合、必ず基本利用料が必要となります。 (2) 基本利用料は本来であれば 300 円（税込価格：330 円）ですが、別紙 1 の 5 に規定しているとおり、UC 接続とひかり電話オフィス A の電話番号とを同時に利用した場合には、ひかり電話オフィス A の一部機能が制限されることから、基本利用料は 200 円（税込価格：220 円）とします。			

[参考]ひかりクラウド電話（通常プラン）の料金表

ひかりクラウド電話（通常プラン）は以下の料金額で提供いたします。

区分		単位	料金額
ひかりクラウド電話	基本利用料 (1 番号の利用料含む)	1 の UC 接続 ごとに月額	1,300 円 (税込価格：1,430 円)
	追加番号 I D 接続料	1 の UC 接続 ごとに月額	1,300 円 (税込価格：1,430 円)
	閉域接続料	1 の UC 接続 ごとに月額	4,500 円 (税込価格：4,950 円)

備考
(1) 本サービスを利用する場合、必ず基本利用料が必要となります。
(2) 契約者の拠点の住所に紐づく電話番号のみ利用できます。

大規模ユーザ向けプラン

	区分	単位	料金額
UC 接続	基本利用料 (300 番号)	1 の UC 接続 ごとに月額	180,000 円 (税込価格：198,000 円)
	追加番号 ID 接続料 (301 番号～)	1 の UC 接続 ごとに月額	650 円 (税込価格：715 円)
	閉域接続料	1 の UC 接続 ごとに月額	4,500 円 (税込価格：4,950 円)

備考
(1) 本サービスを利用する場合、必ず基本利用料が必要となります。
(2) 同一収容装置内の電話番号数が 300 番号を超える場合に大規模ユーザ向けプランを申し込めます。
(3) 最低利用期間を 1 年間とし、1 年以内の解約は違約金（最低利用期間に満たない月数（ただし、解約月は含みません）に月額利用料【基本利用料及び追加番号 ID 接続料の合計】を乗じた額）を請求します。
(4) 大規模ユーザ向けプランをお申込みいただいた場合、300 番号を下回る利用はできません。

[参考] ひかりクラウド電話大規模ユーザ向けプランの料金表

ひかりクラウド電話大規模ユーザ向けプランは以下の料金額で提供いたします。

	区分	単位	料金額
ひかりクラウド電話	基本利用料 (300 番号)	1 の UC 接続 ごとに月額	240,000 円 (税込価格：264,000 円)
	追加番号 ID 接続料 (301 番号～)	1 の UC 接続 ごとに月額	750 円 (税込価格：825 円)
	閉域接続料	1 の UC 接続 ごとに月額	4,500 円 (税込価格：4,950 円)

備考
(1) 本サービスを利用する場合、必ず基本利用料が必要となります。
(2) 契約者の拠点の住所に紐づく電話番号のみ利用できます。
(3) 同一収容装置内の電話番号数が 300 番号を超える場合に本料金で提供します。
(4) ひかり電話オフィス A の利用チャネル数は最低 30 チャネル、最大 200 チャネルとなります。
(5) 最低利用期間を 1 年間とし、1 年以内の解約は違約金（最低利用期間に満たない月数（ただし、解約

月は含みません) に月額利用料【基本利用料および追加番号 I D 接続料の合計】を乗じた額) を請求します。

(6) 閉域接続料は、閉域接続を利用する場合に発生する料金です。なお、閉域接続は、ひかりクラウド 電話 for Webex Calling 又はひかりクラウド電話 ダイレクト for ひかりクラウド PBX のみ利用可能です。

第 2 表 工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区分	内容
基本工事費の適用	本サービスの工事を行う場合に適用します。 1 の者からの申込みにより、同時に 2 以上の工事を施工する場合は、それらの工事を 1 の工事とみなして、基本工事費を適用します。 当社が、2026 年 7 月 1 日以降に基本工事費を要する工事に係る申込を当社ホームページから受け付けた場合、基本工事費については、1 の工事ごとに 1,000 円 (税込価格 1,100 円) を減額して適用します (減額して 0 円未満になる場合は 0 円とします)。
ネットワーク工事費の適用	本サービス取扱所に設置される、ネットワーク装置の工事を要する場合に適用します。

2 工事費の額

2-1 UC 接続の提供の開始若しくは変更、通信チャネル数等の設定内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区分		単位	工事費の額
(1) 基本工事費	(ア) 工事実施の場合	1 の工事ごとに	3,000 円 (税込価格 3,300 円)
(2) ネットワーク工事費	(ア) 利用開始及び利用変更に関する工事の場合	1 の工事ごとに	2,000 円 (税込価格 2,200 円)
	(イ) 変更に関する工事の場合	1 の工事ごとに	2,000 円 (税込価格 2,200 円)
	(ウ) 閉域接続利用開始及び利用変更に関する工事の場合	1 の工事ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
(3) 設定代行工事費	電話番号の紐づけ	(ア) 利用開始及び利用変更に関する工事の場合	10 番号まで 1 の工事ごとに
		11 番号から 10 番号ごとに	20,000 円 (税込価格 22,000 円)
		(イ) (ア) 以外に関する工事の場合	10 番号まで 1 の工事ごとに
			10,000 円 (税込価格 11,000 円)
			20,000 円 (税込価格 22,000 円)

		合	11 番号から 10 番号ごとに	10,000 円 (税込価格 11,000 円)
	電話番号の 管理・グル ープ変更	(ア) 利用開始及 び利用変更に関 する工事の場合	1 の工事ごとに	20,000 円 (税込価格 22,000 円)
		(イ)(ア)以外に 関する工事の場 合	1 の工事ごとに	20,000 円 (税込価格 22,000 円)
	設定代行	(ア) 利用開始及 び利用変更に関 する工事の場合	1 の工事ごとに	20,000 円 (税込価格 22,000 円)
		(イ)(ア)以外に 関する工事の場 合	1 の工事ごとに	20,000 円 (税込価格 22,000 円)

備考

- (1) 工事において当社の係員を派遣せず、遠隔での工事のみ実施します。
- (2) ひかり電話オフィス A 及び付随するサービスに係る工事費については、別途費用がかかります。
- (3) 本規約と音声利用 IP 通信網サービス契約約款に齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
- (4) 契約者は、以下の 2-2 から 2-4 の条件を設定して工事の申込をすることができるものとし、当社よりその承諾を受けたときは、対象工事における上記 2-1 の表の(1)基本工事費及び(2)ネットワーク工事費（以下、総称して「通常の工事費」といいます。）に対し、契約者が設定した 2-2 から 2-4 の条件に定める割増工事費、加算額を適用します。なお、契約者が以下の 2-2 から 2-4 の条件のうち、複数の条件を設定したときは、設定された全ての条件に定める割増工事費、加算額が通常の工事費に適用されるものとします。

2-2 割増工事費

契約者が次表の夜間の時間帯区分において音声利用 IP 通信網サービス契約約款に定める回線終端装置工事費又は機器工事費のいずれかが生じるネットワーク工事の申込をし、当社よりその承諾を受けたときは、昼間の工事費に対して、次表の割増率を乗じた料金を適用します。なお、割増工事費は、当該機器工事の開始時間を基準として適用されるものとします。

時間帯区分	割増工事費の額
昼間（午前 9 時 30 分から午後 5 時まで）	通常の工事費
夜間（午後 5 時から午後 8 時まで）	昼間の工事費の 1.3 倍

(注) 夜間の時間帯区分における工事において、正常に工事が完了しなかった場合の対処は、原則翌営業日以降となります。なお、原則として翌営業日以降分の対処に関する工事費は発生しませんが、契約者の故意又は過失により、正常に工事が完了しなかった場合において、当社は契約者に当該対処分の工事費を請求できるものとします。

(注) 一部工事については、夜間の時間帯区分での実施ができない場合があります。

2-3 時刻指定工事費

契約者が指定する時刻（次表に定める時刻に限りです。以下、「指定時刻」といいます。）における音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める回線終端装置工事費又は機器工事費のいずれかが生じるネットワーク工事の申込をし、当社よりその承諾を受けたときは、通常の工事費に対して、次表の金額を加算した料金を適用します。なお、通常の工事費への加算額は、当該機器工事の開始時間を基準として適用されるものとします。

指定時刻	通常の工事費への加算額
午前 10 時から午後 4 時まで	11,000 円（税込価格 12,100 円）
午後 5 時から午後 8 時まで	18,000 円（税込価格 19,800 円）

(注) 同時に 2 以上の工事を実施する場合は、それらの工事を 1 の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。

(注) 午後 5 時から午後 8 時までの指定時刻における工事において、正常に工事が完了しなかった場合の対処は、原則翌営業日以降となります。なお、原則として翌営業日以降分の対処に関する工事費は発生しませんが、契約者の故意又は過失により、正常に工事が完了しなかった場合において、当社は契約者に当該対処分の工事費を請求できるものとします。

(注) 一部工事については、午後 5 時から午後 8 時までの指定時刻での実施ができない場合があります。

(注) 当社が指定時刻に工事を始められなかったことにつき、当社に故意又は重過失があった場合は、契約者に加算額を請求しないものとします。ただし、その場合でも、当社は契約者に発生した損害については責任を負いません。

2-4 土休日等工事費

契約者が土曜、日曜、祝日（年末年始を除く）における音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める回線終端装置工事費もしくは機器工事費のいずれかが生じるネットワーク工事の申込をし、当社よりその承諾を受けたときは、通常の工事費に対して、次表の金額を加算した料金を適用します。

工事実施日	通常の工事費への加算額
土曜、日曜、祝日（年末年始を除く）	3,000 円（税込価格 3,300 円）

(注) 同時に 2 以上の工事を実施する場合は、それらの工事を 1 の工事とみなして、土休日等工事費を適用します。

(注) 日曜、祝日における工事において、正常に工事が完了しなかった場合の対処は、原則翌営業日以降となります。なお、原則として翌営業日以降分の対処に関する工事費は発生しませんが、契約者の故意又は過失により、正常に工事が完了しなかった場合において、当社は契約者に当該対処分の工事費を請求できるものとします。

(注) 一部工事については、日曜、祝日での実施ができない場合があります。

別紙3 当社が別に定めることとする事項

第26条（料金計算方法等）

当社が別に定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合
------------	--

第45条（債権の譲渡）

請求事業者	NTTファイナンス株式会社
当社が別に定める場合	以下のいずれかの場合とします。 ①当社が料金月によらず随時に計算し請求する場合 ②契約者のシステムに変更が必要となる等、契約者に支障が生じると当社が認めた場合

附 則（令和 3 年 3 月 16 日東ビ開 1 ネサ第 20-00432 号）
（実施期日）

1 この利用規約は、令和 3 年 4 月 26 日から実施します。

附 則（令和 4 年 4 月 26 日東ビ開 1 ネサ第 22-00017 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和 4 年 5 月 12 日から実施します。

附 則（令和 4 年 6 月 9 日東ビ開 1 ネサ第 22-00055 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和 4 年 6 月 30 日から実施します。

附 則（令和 5 年 6 月 9 日東開一ネ 000200000075-01 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和 4 年 6 月 16 日から実施します。

附 則（令和 5 年 12 月 21 日 東開クコ 000200000063-01 号）
（実施期日）

1 この利用規約は、令和 6 年 1 月 19 日から実施します。

附 則（令和 6 年 2 月 15 日 東開クコ 000200000063-01 号）
（実施期日）

1 この利用規約は、令和 6 年 2 月 22 日から実施します。

附 則（令和 6 年 9 月 24 日 東開クコ 000200000187-01 号）
（実施期日）

1 この利用規約は、令和 6 年 9 月 27 日から実施します。

附 則（令和 7 年 3 月 6 日 東開クコ 000200000243-01 号）
（実施期日）

1 この利用規約は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（令和 7 年 5 月 8 日 商号変更に伴う改正）
（実施期日）

1 この利用規約は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（令和 8 年 1 月 29 日 東開クコ 000200000389-01 号）

（実施期日）

1 この利用規約は、令和 8 年 1 月 30 日から実施します。

附 則（令和 8 年 6 月 12 日 東開クコ 000200000447-01 号）

（実施期日）

1 この改定規定は、令和 8 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改定規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 8 年 9 月 1 日 東開マ事 000200000186-01 号）

（実施期日）

1 本規約は、令和 8 年 9 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 本規約実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（本改定の失効等）

3 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本改定を実施しない又は内容を改めることがあります。その場合、当社はそのことをホームページ (<https://www.ntt-east.co.jp/info/>) への掲載によりお知らせします。